

社会福祉法人一粒会 結 虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人一粒会 児童発達支援事業所 結（以下「結」とする）が実施する障害福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用児童の権利を擁護するとともに、利用児童が障害福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、結の職員がその支援する利用児童に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用児童の身体を拘束すること。
- (2) 利用児童にわいせつな行為をすること又は利用児童にわいせつな行為をさせること。利用児童にわいせつな画像等を見せるなど不適切なかかわりをする事。
- (3) 利用児童に対して本児を否定するような暴言又は無視をするなど著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用児童を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

(利用児童に対する虐待の防止)

第3条 結の職員は利用児童に対しいかなる理由があろうとも虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用児童本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 結の職員は、虐待を発見した際は、虐待防止委員に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、結に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、事業責任者 砥上正樹があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 社会福祉法人一粒会の定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告

(5) 支給決定区市町村への報告

(虐待防止マネージャー)

第7条 虐待防止委員会が円滑に機能するために他機関や法人内の事業所間の調整、連絡などを行う。尚、責任者との兼務が可能とする

(虐待防止担当者)

第8条 結の利用児童が虐待通報を行いやすくするため、結に虐待防止担当者を設置する。

2 虐待防止担当者は、。

3 前項により虐待の通報を受けた委員は、遅滞なく虐待防止担当者に別に定める「虐待通報等連絡書」によりその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止担当者の職務)

第9条 虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用児童・保護者等からの虐待通報受付
- (2) 職員、ボランティア等からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用児童等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書、ホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止委員は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止委員は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止対応責任者に報告し必要な対応を行う。

3 第三者委員に報告を行った際は虐待防止対応責任者が別に定める「虐待通報受付報告

書」によって、虐待通報者に対して報告を行った旨を通知する。通知は、虐待通報のあった時から速やかに行わなければならない。通知については第三者委員が行うこともできる。

4 利用児童への虐待が認められた場合は、支給決定をした市町村へ通報する。

(虐待解決に向けた協議)

第13条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から速やかに行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の苦情相談窓口及び千葉県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第15条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書」により第三者委員に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(虐待防止のための職員等研修)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待防止のために結の職員に対して研修を行わなければならない。

2 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

第17条 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会

を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は必要に応じて開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長及びマネージャーは、虐待防止対応責任者とする。委員は職種、雇用条件に関係なく結に勤務するすべての職員とする。
- 4 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(委員会組織メンバー)

委員会のメンバー別紙に定める通りとし、入退職があった際にはその都、度委員を委員長が解任、任命を行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。